

延岡市電子入札運用基準

(建設工事及び建設コンサルタント等)

平成 26 年 11 月

延 岡 市

改訂履歴

平成 26 年 11 月 21 日 初版

令和 3 年 12 月 22 日 改訂

第1 趣旨及び適用範囲

この運用基準は、電子入札システムの適切かつ円滑な運用を図るため、延岡市電子入札実施要領（平成26年11月21日伺定。以下「要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとし、要領の適用を受ける案件に適用する。

第2 用語の意義

この運用基準において用いる用語の意義は、別に定めるもののほか、当該各号に定めるところによる。

(1) ICカード

電子入札コアシステム対応認証局が発行した、電子的な証明書を格納しているカードをいう。

(2) 電子くじ

要領第20条に規定するくじ引きについて、電子入札システムに備わる機能（入札参加者が入力した任意の数値と処理時刻等を用いた演算式）を使用して自動的に落札者を決定するシステムをいう。

第3 運用時間

1 電子入札における日付・時刻は、電子入札システム上の日付・時刻を基準とする。

2 電子入札システム及び入札情報掲載システム（以下「電子入札システム等」という。）の運用時間は、次の時間帯とする。ただし、電子入札システム等の保守、点検等の必要があるときは、利用者への事前通知を行うことなく電子入札システム等の運用の停止、休止、中断等を行うことができるものとする。

	電子入札システム	入札情報掲載システム
延岡市	午前5時から翌日の午前3時まで	午前5時から翌日の午前3時まで
入札参加者	午前7時から午後10時まで	午前5時から翌日の午前3時まで

3 ヘルプデスクの運用時間

ヘルプデスクの運用時間は、延岡市の休日を定める条例（平成3年条例第1号）第2条第1項に定める市の休日以外の日の午前9時から午後5時とする。

第4 入札参加者の利用者登録及びＩＣカードの取扱い

1 電子入札システムの利用を認める入札参加者の基準

電子入札システムを利用することができる入札参加者は、延岡市建設工事等指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（昭和56年告示第39号。以下「要綱」という。）第5条第1項に定める名簿に登載されている者を代表する者（以下「代表者」という。）又は当該代表者から入札に関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）とする。ただし、特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）においては、他の構成員から委任を受けた代表構成員を代表する者（以下「ＪＶ代表者」という。）又は当該ＪＶ代表者から入札に関する権限の委任を受けた者（以下「ＪＶ受任者」という。）が電子入札システムを利用することができるものとする。

2 電子入札システムへの利用者登録

入札参加者は、初めて電子入札システムを利用する場合又は新たにＩＣカードを取得した場合には、次により書面による申請を行い、市長の承認を経て、入札参加者のパソコンから電子入札システムに利用者の登録を行うものとする。なお、特定ＪＶにあっては、単体企業として登録したＩＣカードを使用するため、登録の申請は必要ないものとする。

- (1) 申請に伴う提出書類は、電子入札システム利用開始申請書（様式1）とする。
- (2) 書類の提出方法は、郵送又は持参に限るものとする。
- (3) 書類の提出先は、延岡市企画部契約管理課（以下「契約管理課」という。）とする。

3 受任者による電子入札システムの利用基準

受任者による電子入札システムの利用は、下記の基準により年間委任状（様式2）が提出された場合に限り認めるものとする。

(1) 提出時期

年間委任状は、電子入札システムへの利用者登録手続の際に提出するものとし、入札手続途中における提出は認めないものとする。

(2) 委任期間

- ① 委任期間は、要綱第5条第3項に定める有効期間を限度とする。
- ② 委任期間内に受任者の変更があった場合は、受任者の変更について、速やかに年間委任状の再提出を行うものとする。

(3) 特定ＪＶの取扱い

特定ＪＶの代表構成員以外の構成員は、当該特定ＪＶに係る要領第8条に規定する入札参加届出時において、電子入札に係る代表構成員に対する委任状（様式3）

を提出するものとする。

4 電子入札システムに登録できる I C カードの基準

電子入札システムに登録できる I C カードは、次のとおりとする。

なお、入札参加者に対しては、I C カードの失効、閉塞、破損等に備えて、同一名義の複数枚の I C カードを登録することを推奨するものとする。

- (1) 単体企業における I C カードの名義は、代表者又は受任者とする。
- (2) 特定 J V における I C カードの名義は、J V 代表者又は J V 受任者とする。

5 代表窓口情報及び I C カード利用部署情報等の変更

入札参加者は、電子入札システムに登録した代表窓口情報及び I C カード利用部署情報の変更が生じた場合は、入札参加者のパソコンから随時変更内容の登録を行うものとする。

6 I C カードの名義、住所の変更、追加登録

入札参加者は、I C カードの名義及び住所の変更が生じた場合又新たに I C カードを追加取得した場合には、電子入札システムにより I C カードの登録を行い、電子証明書（I C カード）等変更（追加）届出書（様式 4）を契約管理課に直ちに提出するものとする。

なお、この場合、上記の変更内容等の登録が完了した時点から、電子入札システムの利用が可能となる。

7 I C カードが不正に使用された場合等の取扱い

- (1) 入札参加者が次に掲げる場合その他 I C カードの不正使用（以下「不正使用等」という。）をした場合、当該入札参加者の入札参加資格を取り消す等の方法により当該入札への参加を認めないことができるものとする。
 - ① 他人の I C カードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
 - ② 代表者が変更されているにもかかわらず、変更前の代表者の I C カードを使用して入札に参加した場合
 - ③ 同一案件に対し、同一業者が故意に複数の I C カードを使用して入札に参加した場合
- (2) 落札者決定後契約締結前において、不正使用等が判明した場合は、契約締結を行わないことができるものとする。
- (3) 契約締結後に不正使用等が判明した場合は、建設工事等の進捗状況等を考慮し、当該契約の解除を判断するものとする。

第5 紙入札

1 紙入札を認める基準

市長は、要領第8条第5項各号のいずれかに該当する場合並びに次に掲げる事項のすべてを満たしている場合に限り、紙入札を認めるものとする。この場合、既に電子入札システムにより入札参加届出書（入札参加資格確認申請書）の提出を行った入札参加者は、紙入札（見積合わせ）方式移行承諾願（様式5）を、その他の入札参加者は、紙入札（見積合わせ）方式参加承諾願（様式6）を提出し、市長の承諾を受けなければならない。

- (1) 入札締切日時前であること
- (2) 全体の入札手続に影響がないと認められること

2 紙入札業者の取扱い

市長は、前項の規定により紙入札を認めた場合は、速やかに、当該入札参加者を紙入札により入札に参加する業者（以下「紙入札業者」という。）として登録するとともに、当該紙入札業者に対して、紙入札業者としての登録後においては、電子入札による入札手続を行わないよう指示するものとする。ただし、既に行われた電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱うものとし、別途の手続による交付又は受領等を要しないものとする。

3 紙入札書の提出方法

紙入札業者は、入札書（様式7）及び関係書類を市長があらかじめ指定する日時に提出しなければならない。

この場合において、入札書は封筒に入れ封印したものを契約管理課に提出するものとする。

4 要領第8条第5項第3号に規定するその他やむを得ない事由

要領第8条第5項第3号に規定するその他やむを得ない事由は、次の場合とする。

- (1) ICカードが破損、閉塞又は盗難等により使用できなくなり、ICカードの再発行を入札書提出時点において申請している場合
- (2) 会社名、住所、代表者等の変更又はICカードの有効期限切れにより、ICカードの再取得を入札書提出時点において申請している場合
- (3) 契約の目的を達成することをできるのが特定の1者に限られ、その者と随意契約を行う場合

第6 案件登録

1 各受付期間等の設定

- (1) 入札書受付開始予定日時は、開札予定日の前日から起算して1日前を標準とする。
- (2) 入札書受付締切予定日時は、開札予定日時の直前を設定する。
- (3) 工事費内訳書等添付書類の開封予定日時は、入札書受付締切予定日時から開札予定日時までの日時を設定する。

2 予定価格等の表記

予定価格及び最低制限価格の表記は、消費税及び地方消費税相当額を除く金額とする。

3 電子くじの登録

案件の登録にあたっては、要領第19条に規定するくじについて、これを電子くじとして登録するものとする。

4 入札公告日（指名通知日）以降における案件の修正等

入札公告日（指名通知日）以降において、案件登録情報のうち、入札方式、工種区分、入札時VE有無、落札方式、工事／業務区分、工事費内訳書有無及び案件区分について錯誤が認められ、修正が必要な場合は、次の手順により速やかに案件の再登録を行うものとする。

- (1) 錯誤案件に対して入札書等の提出が行われるのを防ぐため、締切日時を最小単位（1分）になるよう変更する。
- (2) 件名に追記入力した修正登録を行い、錯誤案件である旨を入札参加者に示す。（修正例：「本案件は登録錯誤につき取り消し、同一案件名称により再登録」）
- (3) 新規の案件として改めて登録する。
- (4) 既に入札書等の提出があった入札参加者に対しては、確実に連絡を行い、再登録した案件に対する入札書等を提出するよう依頼する。

5 紙入札への切替時の処理

特段の事情により、市長が当該案件を電子入札から紙入札へ切替えるに至った場合は、当該案件名に「（紙入札へ移行）」と追記変更し、以後、当該案件については電子入札による手続きを行わないこととする。

第7 電子ファイルの作成基準

1 使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式の指定

電子ファイルでの提出を求める資料の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、次のいずれかを標準とする。ただし、他のファイル形式を市長が別に指定することもできるものとする。

なお、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に使用しないよう入札参加者に明示するものとする。

番号	使用アプリケーション	ファイル形式
1	Microsoft office Word	Word 95 以降のバージョンでの保存
2	Microsoft office Excel	Excel 95 以降のバージョンでの保存
3	その他のアプリケーション	PDF 形式ファイル 画像ファイル（JPEG 形式、GIF 形式）

2 ファイル圧縮方法の指定

ファイルの圧縮を認める場合は、L Z H形式又はZ I P形式を指定するものとし、自己解凍方式は指定しないものとする。

3 ウィルス感染ファイルの取扱い

入札参加者から提出された電子ファイルのウィルス感染が判明した場合は、直ちに当該電子ファイルの閲覧等を中止するとともに、当該入札参加者に連絡し、再提出の方法について協議するものとする。

第8 開札

1 開札方法

開札は、事前に設定した開札予定日時後に、速やかに行うものとする。

2 再度入札における受付時間の設定基準

再度入札を行う場合は、入札参加者が再度の入札手続を行うに足る十分な時間を確保し、再入札書の受付時間を設定するものとする。

3 開札が長引いた場合の入札参加者への連絡

開札手続が著しく遅延する状況等が生じた場合は、必要に応じ、入札参加者に開札手続の進行状況等を連絡するものとする。

4 開札の延期の連絡

開札を延期する場合は、入札参加者に開札を延期する旨及び変更後の開札予定日時を連絡するものとする。

5 開札の中止の連絡

開札を中止する場合は、入札参加者に開札を中止する旨の連絡を行うものとする。

6 開札処理の中断

談合その他の不正行為に関する疑いが生じた場合は、電子入札システムに処理状況を登録するとともに、開札処理をいったん中断し、所要の調査を開始するものとする。この場合、電子入札システムにより入札参加者にその旨を通知するものとする。

第9 システム障害時等の対応

1 入札参加者のシステム障害等

入札参加者のシステム障害等により、電子入札を行うことができなくなったときは、紙入札を認める基準を満たしている場合に限り、紙入札を認めるものとする。

なお、入札参加者に対しては、システム障害に備えて、複数のＩＣカードの取得、代替機器及び複数のプロバイダ・アクセス回線の確保を推奨するものとする。

2 延岡市のシステム障害等

延岡市のシステム障害等により、全ての入札参加者が電子入札システムを利用できなくなったときは、入札締切予定日時及び開札予定日時の変更（延長）等必要な措置を講じ、入札参加者にその旨を通知するとともに、その原因等を調査するものとする。

なお、電子入札システムが長期にわたり停止する場合は、当分の間、全面的に紙入札に切り換えるものとし、延岡市公式ホームページに掲載する方法等によりその旨を入札参加者に周知させるものとする。

また、天災、広域的な停電、通信事業者の原因によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情により複数の入札参加者が電子入札に参加できないことが判明した場合も同様とする。

第 10 随意契約における準用

第 1 から第 3、第 4（3 の(3)を除く）、第 5 から第 9 の規定は、電子入札システムを使用して随意契約の見積合わせを行う場合において準用する。

第 11 電子入札システムで使用する送信確認票等について

入札書が正常に送信されたことを確認する入札書送信確認票等、電子入札システムで使用する様式は、（様式 9）から（様式 17）までとする。

附 則

この基準は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。